

第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

○主な取組

・日本司法支援センターによる支援（法務省）

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を、個々の状況に応じて紹介しており、平成27年4月現在、2,985人の弁護士を紹介用名簿に登載している。26年4月1日から27年3月末日までの紹介件数は1,491件であった。

また、損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、平成26年4月から、支援を受ける要件を満たす場合に、

同センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象とすることとした。

(2) 給付金の支給に係る制度の充実等

○主な取組

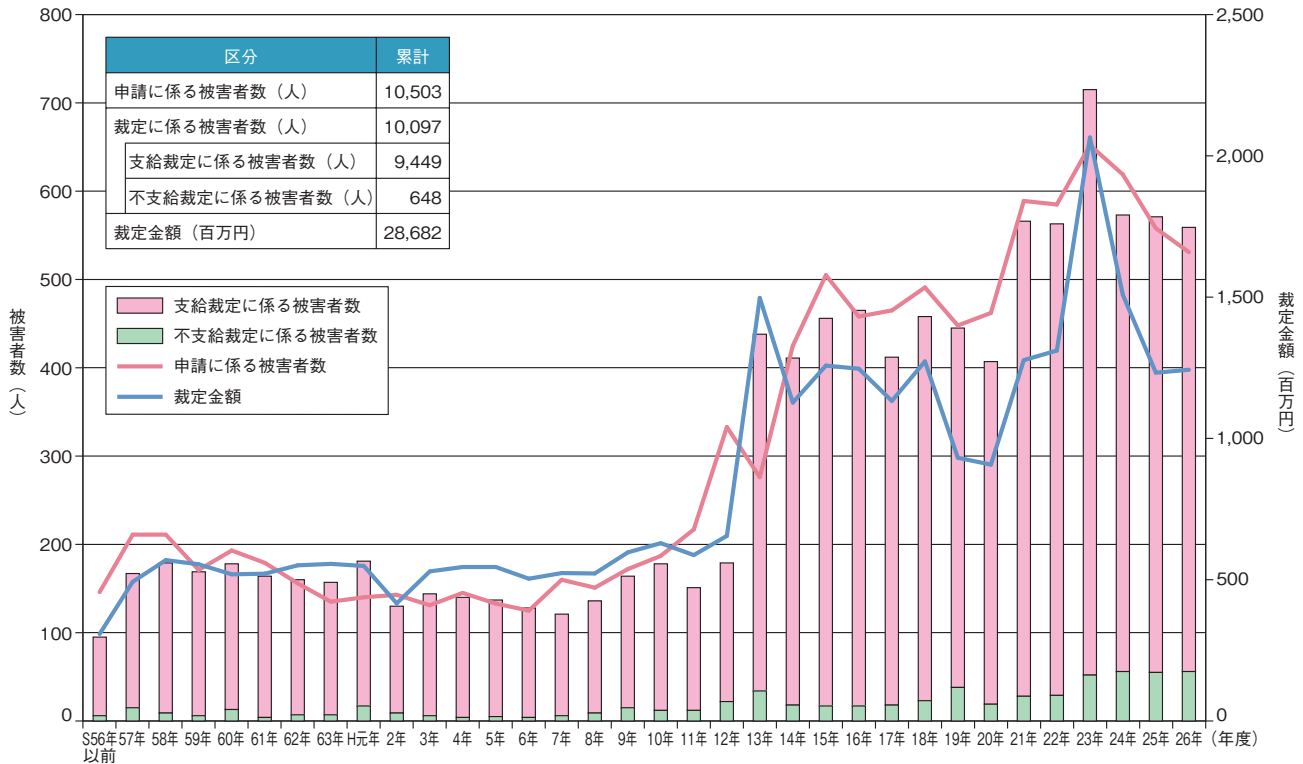
・現行の犯罪被害給付制度の運用改善（警察庁）

平成26年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は、約12億4,300万円となった。

また、平成26年度の平均裁定期間（申請から裁定までに要した期間）は6.9月であった（第2次基本計画が策定された22年度は7.4月）。

平成26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめの提言を受け、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直しを行った（P20コラム6参照）。

犯罪被害給付制度の運用状況



提供：警察庁

1 改正の背景

平成26年1月、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が取りまとめた提言等を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）を改正した（平成26年11月1日施行）。

2 改正の内容

- (1) 犯罪被害者等と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る不支給事由の見直し
 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは、別居・同居の別を問わず給付金が原則不支給となっていたところ、当該兄弟姉妹が同居していた場合に限り、給付金を支給しないこととした。
- (2) 児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し
 - ア 給付金が原則不支給となる規則第2条に掲げる親族間（夫婦、直系血族及び同居の兄弟姉妹）
 - イ 給付金が原則3分の2減額となる規則第3条に掲げる親族間（ア以外の3親等内親族）
 の犯罪行為について、給付金を不支給・減額とすることが社会通念上適切でない認められる特段の事情がある場合であって、当該犯罪行為が、
 - 児童虐待防止法に定める児童虐待
 - 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める高齢者虐待
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める障害者虐待
 に該当すると認められるとき等は、給付金を最高で全額支給できることとした。

- ・ カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省）

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」は、平成25年1月、最終取りまとめにおいて、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであるとの提言を行った。

また、公費負担制度の対象として相当

と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会が設置され、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待すると提言した。

同提言内容については、同年3月に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、これに従った施策の実施の推進が決定された。

これを受けて、警察庁では、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催した（P21コラム7参照）。

コラム⑦

▶ 犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会

第2次基本計画に基づき開催された有識者検討会（犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会）の提言を受け、警察庁において、平成26年3月から、6人の部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が計5回開催された。同研究会は、精神的被害を受けた犯罪被害者等が心理療法等を受ける際の自己負担の各種軽減方策を検討した上で、27年4月に、

- 一部の都県で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと
- 同制度の導入と並行して同制度の周知や、心理療法等の実施者となる医師や心理職の養成を強化することを期待すること

などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（<http://www.npa.go.jp/higaisya/study/kaifuku/houkoku/shien-report.pdf>）を取りまとめた。

(3) 居住の安定

○主な取組

- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保（厚生労働省、警察庁、内閣府）

保護を要する女性については婦人相談所において一時保護（委託を含む。）を実施しており、配偶者からの暴力や人身取引被害者等を含めた一時保護件数は、平成25年度で1万1,623件（要保護女性本人6,125件、同伴家族5,498件）となっている。また、25年度の児童相談所の一時保護所内一時保護件数は2万1,281件、

委託件数は1万2,016件となっている。

警察庁においては、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げに要する経費（国庫補助金）：26年度17百万円、27年度17百万円）。

コラム⑧

▶ 支援の現場から①（平成26年度中における地方公共団体職員の犯罪被害者支援取組例の紹介）

A市では、近隣に住む住民からの暴力（脅迫）行為による被害者（女性）に対して支援を行った。

事件の加害者は発達障害を抱えた男性で、認知症の母親と2人暮らしであったが、日頃から母親に対して熱湯をかけるなどの暴力行為を行っていた。

事件は、被害者に無視されたことに憎悪を抱いた加害者が、自宅から持ち出した包丁を被害者に突きつけ「殺したるか。」と怒鳴りつけ、脅迫した事件であった。

加害者は、暴力行為等処罰二関スル法律違反で逮捕され、60日間勾留されたが、以後は自宅に戻り生活をしていた。

被害者から、A市に対して、「事件の場面を思い出すと寒気がする。」「本当に刺し殺されたら……」との相談が寄せられた。A市では、庁内関係課で組織する犯罪被害者等支援連絡会を開催し、情報共有を図り支援策を検討した結果、公営（市営）住宅の入居手続を行った。

以後も、関係機関が連携して加害者、被害者両者に対する支援を継続している。

(4) 雇用の安定

○主な取組

- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発（厚生労働省）

厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、平成26年度にはリーフレット等を作成し、関係行政機関や、経済団体、労働団体等222団体に送付するとともに、セミナーを開催した。

被害回復のための休暇制度



提供：厚生労働省

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○主な取組

- ・「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等（厚生労働省）

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD 対策専門研修会」では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、平成26年度は226人が受講した。

- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）

現在、都道府県警察において、部外の

精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員等の専門職員が、部外専門家等から助言を得つつ、カウンセリングを実施している。

また、警察庁では、平成24年度からカウンセリング指導係を設置し、犯罪被害者等へのカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して、全国警察に対するカウンセリングの指導を実施している。

さらに、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている（カウンセリング専門職員に対する専門研修に要する経費（国庫補助